

世田谷区本庁舎等総合管理業務委託事業者選定委員会設置要綱

3世庁舎管第306号

令和4年3月14日

(目的及び設置)

第1条 世田谷区役所新庁舎及び世田谷区民会館の一部（以下、「本庁舎等」という。）における施設維持管理業務等を総合管理する業務を外部委託するにあたり、公平性、公正性、効率性を確保して委託事業者を選定することを目的とし、世田谷区本庁舎等総合管理業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本庁舎等の総合管理事業者の選定において、提案募集に関することや事業者の資格及び提案内容の審査、並びに事業者の選定に関することなど、事業者の選定に関し必要な全ての事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、区長が学識経験者等から委嘱する外部委員3名及び区職員から任命する委員1名をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から委託事業者の選定終了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、これを公開しない。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た情報（区又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、庁舎整備担当部庁舎管理担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。
- 2 この要綱は、本件業務委託先事業者との契約締結日をもって廃止する。